

ワクチン接種医療機関各位

北九州市保健福祉局感染症医療政策課
新型コロナウイルスワクチン接種担当課長 金子 直哉

【第4期】北九州市新型コロナウイルスワクチン個別接種促進支援金の請求について(通知)

新型コロナウイルスワクチン接種の実施におきましてはご協力をいただき、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルスワクチン接種の個別接種促進のための支援事業にかかる【第4期】の請求方法等についてお知らせします。該当する医療機関におかれましては、下記をご確認の上、請求の手続きを行っていただきますようお願い申し上げます。なお、【第4期】の適用期間は、**令和5年11月6日から令和5年12月31日まで**の接種です。

また、令和6年1月以降の支援内容について、国から通知があり、個別接種促進のための支援事業の実施期間が、**【第5期】令和6年1月1日から3月3日まで**とすることが示されました。詳細については、**北九州市新型コロナウイルスワクチン個別接種促進支援事業申請要領**で確認ください。

1 申請書類、提出期限、提出先など

申請書類	<p>①実績報告書【様式1】</p> <p>②請求書【様式2】</p> <p>③市指定の請求書兼領収書(雑用)</p> <p>登録された請求者番号を請求者番号欄(下6桁)に記入する場合</p> <ul style="list-style-type: none">・請求書欄の押印不要・⑤の振込先が確認できるものは提出不要 <p>④時間外等の接種体制を用意したことの確認用チェックリスト</p> <p>⑤振込先が確認できるもの</p> <p>(銀行通帳の契約内容の写し(通帳1ページ目)、インターネットバンキングの口座情報画面の写し等)</p> <p>⑥提出書類チェックシート ※</p>
提出期限	令和6年2月13日(火) ※当日消印有効
提出先	北九州市新型コロナウイルスワクチン接種オペレーションセンター (〒802-0003 北九州市小倉北区米町2-2-1 新小倉ビル4階) 郵便追跡サービス等(例:レターパックプラス等)を利用し、配達確認ができるようにして送付ください

※ 提出書類の確認用として使用し、申請書類と共に提出して下さい。

2 申請書類の作成について

- (1) 実績報告書【様式1】に記入する接種回数には、**被接種者の住所について北九州市内外を問わず、全て接種回数に含めて下さい**（通常の接種費用と異なり、市内外分を全て一緒に請求して下さい）。
- (2) 通常の接種費用（2,070円/回など）の請求については、北九州市または国保連において審査を受けることとなりますが、当該審査において予診の実施について支払いが認められなかった場合は、個別接種促進のための支援事業の対象とはならないため、市に請求しないで下さい。既に請求済の場合は、市に訂正の報告を速やかに行ってください。
- (3) 必要に応じて申請書類の不備訂正や再提出、申請書類以外に追加書類の提出及び説明等を求める場合がありますのでご協力いただくようお願いします。

3 その他事項

- (1) 医療機関への支払期限は以下のとおりです。なお、書類の不備による再提出があった場合、期限内の支払いができないことがありますので予めご了承ください。

北九州市から 医療機関 への支給時期	申請書類の提出期限から 概ね2か月後
------------------------------	-----------------------

- (2) 個別接種促進のための支援事業について、**令和5年度4期分のみ**提出して下さい。
- (3) **令和5年度より新型コロナウイルスワクチン個別接種促進支援事業が縮小されました。**
変更点は別紙をご参照ください。

4 申請書類等のデータ

本依頼文や申請書類様式等のデータは、市ホームページにも掲載しています。

市ホームページ:「新型コロナウイルスワクチン個別接種(住民接種)実施医療機関向け情報ページ」

https://www.city.kitakyushu.lg.jp/ho-huku/k334_00006.html

5 問い合わせ先

個別接種促進のための支援事業の内容に関することは、オペレーションセンターにお問い合わせ下さい。

北九州市新型コロナウイルスワクチン接種オペレーションセンター

【TEL】093-383-0747

【受付時間】9:00～18:00（平日）

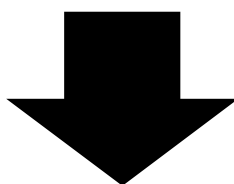
9:00～14:00（土曜）

令和5年度新型コロナウイルスワクチン個別接種促進支援事業について

令和5年度の接種からは、支援事業の対象医療機関と支援金額が以下のとおり縮小されました。

【令和4年度第11期支給基準】

診療所	①週 100 回以上の接種を 4 週間以上行う場合には、週 100 回以上の接種をした週における接種回数に対して回数当たり 2,000 円 ②週 150 回以上の接種を 4 週間以上行う場合には、週 150 回以上の接種をした週における接種回数に対して回数当たり 3,000 円 ③50 回以上／日の接種を行った場合には、1 日当たり定額で 10 万円
病院	④特別な接種体制を確保した場合であって、50 回以上／日の接種を週 1 日以上達成する週が、4 週間以上ある場合には、以下を支給 医師 1 人 1 時間当たり 7,550 円 看護師等 1 人 1 時間当たり 2,760 円



【令和5年度第1期～5期支給基準】

診療所	○週 100 回以上の接種を 4 週間以上行う場合には、週 100 回以上の接種をした週における接種回数に対して回数当たり 2,000 円
-----	---

※ 診療所に対する上記②・③の支援及び病院への支援は廃止

※ それぞれの 1 週間のうち、少なくとも 1 日は時間外、夜間又は休日に接種体制を用意していること